

緊急要請

民進党 N C 厚生労働大臣
足 立 信 也 殿

民進党におかれでは、製薬産業に働くもの雇用の安定と産業の振興に日々ご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

12月21日、経済財政諮問会議にて決定した「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に対し、別添のおり緊急談話を発表しましたので、窮状をご理解いただき、施策への反映を賜りたく要請いたしますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副会長
医薬化粧品部会執行委員長
安原三紀子

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に関する緊急談話

日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）
会長 平川純二
副会長・医薬化粧品部会執行委員長 安原三紀子

1. 12月20日、4大臣会合にて「薬価制度の抜本的改革に向けた基本方針」が確認された。これを受け、12月21日、経済財政諮問会議および中央社会保険医療協議会に報告がなされた。JEC連合医薬化粧品部会は、この間、働くものの立場から毎年改定に対する反対を訴えてきたが、製薬産業従事者の声を聞くことなく、官邸主導、また経済財政諮問会議といった主管ではない場において、産業と雇用に対して甚大な影響を及ぼす方針が示されたことは、極めて遺憾である。

2. 「全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う」ことは、経営予見性の毀損から、企業の研究開発投資の抑制ばかりか、創薬人材の流出につながりかねず、将来的な産業全体の創薬力及び持続的発展を妨げることになり、政府成長戦略と逆行することを改めて指摘する。

3. 医薬品は、適正な使用に関する情報を伴って初めて求められる効果を發揮することができるものである。医薬情報担当者（MR）が担う社会的責任は、医療従事者に対する公共的価値の提供であって、我が国医療提供体制という公共サービスの一端を担っていると言っても過言ではない。毎年の薬価改定は、この公共的価値の提供に対し、同一価値労働をしてもなお、実質的な賃金の低下を招く結果となるか、若しくは、これまで以上の長時間労働・過重労働を強いることになり、到底容認できるものではない。

4. JEC連合医薬化粧品部会は、全ての製薬産業に働くもののくらしと雇用の安定、創薬人材の意欲やイノベーションが報われる薬価制度、そして持続可能な公的保険の実現のため、基本方針に対する断固とした反対の立場と、政府への要請行動などを通じた取り組みを引き続き強化していく。

以上